

業務経理における余裕金の運用について(厚年、DB)

対象先

DB年金

厚年基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- 厚生年金基金・確定給付企業年金（基金型）における「業務経理における余裕金の運用」について、改正通知※が発出された。
- 改正通知のポイント
 - ・業務経理の余裕金運用については、関係法令において運用方法が限定列挙して規定されているが、「運用方法」や「意思決定手続き」等について明確化された。

(次頁ご参照)

※ 平成25年10月28日年企発1028第1号

(「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて」(昭和42年3月28日年企発第20号)の一部改正)

平成25年10月28日年企発1028第2号

(「確定給付企業年金の規約の承認および認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)の一部改正)

改正通知の内容

余裕金運用の原則

売買による収益の獲得を目的とした運用は極力避け、国内債券等で運用する場合は償還期限に留意し、満期保有で行うことが望ましい。

国内債券等での運用方法

<対象となる国内債券等の範囲(投資基準)>

- ・円建てで発行された為替リスクが無い債券等であること。
- ・当該債券等の信用格付けが「A」格以上であること。

<運用のモニタリング>

- ・原則として、理事会等の都度、少なくとも年2回以上、保有債券等の信用格付について、上記「投資基準」を満たしているか検証。
- ・検証の結果、「投資基準」を満たさなくなった場合は、売却の選択肢も含め、下記「意思決定手続き等」に則して、適切な対応を行う。

意思決定手続き等

- ・業務経理の余裕金の運用に関する基金内の責任者を定めること。
- ・投資(売買)に際して、理事会等の事前承認を得る等、あらかじめ組織内で定めた意思決定手続きにより行うこと。
- ・運用状況(運用残高、内訳、保有債券等の信用格付等)を理事会等・代議員会へ報告すること。

その他

- ・下記「業務経理の余裕金の運用方法」④には「公社債投資信託」が含まれる。

業務経理の余裕金の運用方法(関係法令より)

- ① 預金
- ② 金銭信託
- ③ 国債、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実に認められる有価証券の売買
- ④ 証券投資信託、外国投資信託で主に③に対する投資として運用するものの受益証券の売買
- ⑤ ①～④のほか、厚生労働大臣の承認を受けた方法

(厚生年金基金規則第43条、確定給付企業年金法施行規則第114条)

以上